




**広報** 9月  
 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT NEWS  
**東京都**

## 9月1日は「防災の日」 災害の教訓を忘れない



関東大震災で被害を受けた本郷座付近(現文京区本郷)  
写真提供: 東京都江戸東京博物館

1923(大正12)年9月1日、関東大震災が起き、甚大な被害が発生しました。この日を忘れることなく、災害について認識を深め、備えを強化する日とするため、「防災の日」が制定されました。近年も、自然災害が多発しています。風水害や地震等のリスクに備えるため、「防災の日」をきっかけに命を守るための取り組みを始めましょう。

2面に続く

令和元年台風第19号で増水した南浅川(八王子市)

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令中

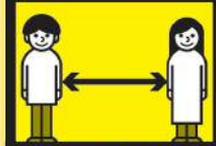
**コロナは災害レベル。危機意識と持ちこたえよう！**  
 感染が急速に拡大しています。  
 コロナウイルスは強敵です。人流の抑制、基本的な対策を徹底し、  
 大切な命を守るための行動にご協力をお願いします。



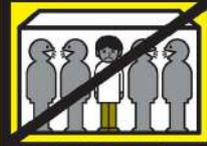
東京都知事  
小池百合子



手洗いの徹底  
マスクの着用



SOCIAL DISTANCE  
距離を保とう



**NO! 3密**  
密閉・密集・密接

- 手洗い・消毒・マスクの着用を徹底しましょう
- 3密を避け、人との距離を保ちましょう
- 不要不急の外出は控えましょう

お問い合わせ  
 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
 ☎03-5388-0567 9時～19時

# 災害時、あなたが「とるべき行動」は？

住んでいる地域、地震や風水害などの災害の種類によって、とるべき行動が異なることがあります。災害が迫った際に迷わず行動できるよう、日頃から確認しておきましょう。

## 避難情報の変更

今年5月に災害対策基本法が改正され、避難情報が変更されました。風水害時には、防災気象情報や区市町村が発令する避難情報等に注意し、「警戒レベル4 避難指示」で危険な場所から**全員避難**しましょう。また、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、「警戒レベル3 高齢者等避難」で避難しましょう。

避難情報等	警戒レベル
<b>緊急安全確保</b>	<b>5</b>
～～警戒レベル4までに必ず避難！～～	
<b>避難指示</b>	<b>4</b>
<b>高齢者等避難</b>	<b>3</b>
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	<b>2</b>
早期注意情報 (気象庁)	<b>1</b>

命の危険  
直ちに安全確保！

危険な場所から  
全員避難！  
危険な場所から  
高齢者等は避難！

## 風水害から命を守るマイ・タイムライン

台風や大雨は事前に予測ができる災害です。「東京マイ・タイムライン」を活用して風水害時に必要な行動を時間軸に沿って整理し、マイ・タイムラインシートを作成することで、適切な防災行動を確認しましょう。



東京マイ・タイムライン 検索



風水害が発生するかもしれない「3つの気象状況」ごとにシートを用意。デジタル版も有。

## 感染を避ける避難行動

新型コロナウイルス感染症が収束しない中で避難所に多くの人が集まると、感染リスクが高まります。親戚・知人宅などに避難することも考えましょう。



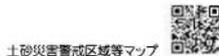
避難する場合は、マスクの着用や消毒液の持参など、感染症対策を徹底しましょう。

# 風水害を知ろう、備えよう

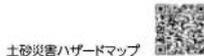
風水害は地震とは異なり、ある程度の予測ができるため、事前の備えが重要となります。日頃から家の周りの地形を把握する、災害の前兆に関する知識を持っておくなど、今できる備えについて考えてみましょう。

## ◎ 土砂災害の前兆

土砂災害(崖崩れ・地滑り・土石流)の発生前には、異変の兆候が見られることがあります。例えば、崖崩れの兆候としては、崖にひび割れができる、小石がパラパラと落ちてくる、崖から水が湧き出る、湧き水が止まる・濁る、地鳴りが聞こえるなどが挙げられます。土砂災害の危険箇所等を示す地図で、事前に確認しておきましょう。



土砂災害警戒区域等マップ



土砂災害ハザードマップ

## ◎ 浸水の備え

自分の住んでいる場所等がどの程度浸水する恐れがあるかなど、身の回りで起こり得る災害を「洪水ハザードマップ」等で確認しましょう。

また、雨水ますや側溝周辺にごみや落ち葉が溜まっていないかなど、家の周りを点検し、低い地域に住んでいる人は土のうなどを準備しておきましょう。



洪水ハザードマップ



## ◎ 冠水に注意

冠水している道路は深さが分からず、マンホールや側溝のふたが外れていることもあるので危険です。やむを得ず水の中を歩く時は、傘や棒などで地面を確認しながら歩きます。長靴は水が入ると脱げやすくなるので、運動靴を履くようにしましょう。



## ◎ 東京備蓄ナビ

「災害に備えた備蓄」と聞いてもイメージが湧かない方や、何をどのくらい備蓄すれば良いかわからない方のために、備蓄の基礎知識や備蓄品目の例などを紹介しています。



東京備蓄ナビ 検索



## 情報を入手しよう

降雨状況、河川や海面の水位情報、避難所の開設状況など、それぞれの情報ごとに見るべき場所が異なります。どこにどのような情報があるかを確認し、災害時に備えましょう。

### ◎ 東京都水防チャンネル

都が管理している河川に設置された河川監視カメラの映像を、YouTube「東京都水防チャンネル」で24時間リアルタイムで配信しています。都内の河川は集中豪雨等により急激に水位が上昇することが多いため、最新の映像を迅速な避難行動にお役立てください。今後、カメラの増設に合わせて、順次公開数を拡大していきます。



建設局河川部 ☎03-5320-5194



河川監視カメラの設置場所 東京都水防チャンネル

### ◎ 高潮防災総合情報システム

東京港沿岸の潮位等の観測データや、海面のライブ映像、水門の開閉状況を、24時間リアルタイムで発信しています。海面のライブ映像はYouTube「東京都高潮防災チャンネル」でも配信しています。台風等に伴う高潮時の迅速な避難行動等にご活用ください。



港湾局港湾整備部 ☎03-5320-5608



海面ライブカメラの画像

高潮防災総合情報システム



東京都高潮防災チャンネル

### ◎ 東京アメッシュ

都内ほぼ全域を150m単位で表示。雨の強さを10段階に色分けし、降り始めのわずかな雨もリアルタイムで表示します。



### ◎ 東京都防災Twitter

災害時、都内の避難情報や帰宅困難者を保護する一時滞在施設の開設状況等を発信します。



### ◎ 東京都防災マップ

都内の避難所・避難場所等の位置のほか、避難所の開設状況を地図上で確認できます。



### ◎ 東京都防災アプリ

「東京防災」と「東京くらし防災」の2冊の防災ブックを閲覧できるほか、オフラインで使える防災マップなど、役立つ機能が充実しています。



Android



iOS

### 地震に備えた対策を!

地震が発生すると家具類が転倒や落下、移動し、けが・火災・避難障害の危険があります。

被害を未然に防ぐため、生活空間に家具類を置かない、置く位置や向きを考える、対策器具を取り付ける等の「家具転倒対策」を実施しましょう。



防サイくん

東京消防 家具転倒対策

東京消防庁震災対策課 ☎03-3212-2111(内線3968)

お問い合わせ 総務局防災管理課 ☎03-5388-2453 <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都防災 検索

## 救急

### 応急手当をスマホでアドバイス「Live119」

緊急時には救急車が到着するまでの間、居合わせた人(バイスタンダー)が応急手当をすることが大切です。東京消防庁では、119番通報受付の際、相互に映像を共有し、通報者に対して応急手当のアドバイスを行う「Live119」を取り入れています。

「Live119」は通報者がスマートフォンで現場の映像を東京消防庁に送信し、東京消防庁からは状況に応じた応急手当の動画を通報者へ送ることができるため、適切な対応を行えます。



#### 知っていますか? #7119 東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがをしたときに、病院へ行くべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったら、救急相談センターに相談してください。相談医療チーム(医師・看護師・救急隊経験者等の職員)が対応します。

☎#7119 こちらからも (23区)☎03-3212-2323  
(24時間・年中無休) つながります (多摩地区)☎042-521-2323

症状の緊急性を自分で確認することができる「東京版救急受診ガイド」をホームページで公開しています。ぜひご活用ください。

東京消防庁救急医療課 ☎03-3212-2111(内線4545)



お問い合わせ 東京消防庁総合指令室 ☎03-3212-2111(内線3746)

## 税の減免

### 災害等で被害を受けた場合の都税減免制度

風水害・地震・火災などの災害で被害を受けた場合、被災の程度等により、課税された都税を軽減または免除できる制度があります。納期限までに(不動産取得税除く)、納税者本人から申請をしてください。

#### 減免する場合

家屋損壊、崖崩れ等の被害を受けた場合

#### 対象となる都税

固定資産税・都市計画税(23区内)、  
不動産取得税、個人事業税 など

#### 減免を受けるための手続き

区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「被災証明書」など被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所に申請

お問い合わせ 主税局相談広報班 ☎03-5388-2925